



主な内容

議会だより	2～5 P
お知らせ	6～7 P
町長コラム	7 P
いしいスナップ	8 P
健康メモ	9 P
ふれあい広場	10～11 P
本人確認について	12 P

とくしまマラソン

(4月27日 三朗広場・六条大橋南詰)

春の陽光の下、4,045人のランナーが42.195kmに挑戦し、その内3,814人が完走しました。たくさんの方が沿道で「ガンバレ！ガンバレ！」と声援をおくり、ランナーを勇気づけていました。

広報いしいの発行日・発行回数が変わります

これまで広報いしいは年4回(4月・7月・10月・1月の第4日曜日)に発行していましたが、今年から年6回の発行となります。発行日は奇数月の15日です。

町民のうごき

総 数 26,883人・男 12,793人・女 14,090人・世帯数 9,505世帯 平成20年5月1日現在

石井町の広報

『文字放送』	(石井有線テレビ)	毎日
『石井町政だより』	(徳島新聞・ホームページ)	毎月第3火曜日
『ホームページ』	<a href="http://www.town.ishii.lg.jp/">http://www.town.ishii.lg.jp/</a>	

# 議 会 だ じ ゅ り

平成20年第1回定例町議会を3月7日から3月19日までの13日間の日程で開催しました。  
 本定例会に提出された議案は可決26議案、修正可決1議案でした。

## 当 初 予 算

平成20年度の予算編成においては、「元気の出る石井町」、「住みたくなるまち石井町」を目指し、『削減・平等・生きがい』を3つのテーマとしました。

また、近年の厳しい財政事情の中、一般行政経費の節減合理化に努めるとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、臨時財政対策債の起債措置と基金の取り崩しなどにより、収支の均衡を図りました。

### ●平成20年度石井町一般会計予算

修正可決

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・表2のとおり

#### 主な歳入の内容

・町債

二億三、七〇〇万円

・町税

二六億八、七三二万八千円

・地方交付税

一八億円

・地方譲与税

一億九〇〇万円

### ●平成20年度石井町国民健康保険特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・総務費

七、二五五万一千円

・保険給付費

一七億九、二〇五万五千円

・共同事業拠出金

四億一、四七三万二千元

#### 主な歳入の内容

・国民健康保険税

五億八、一七三万三千元

・国庫支出金

七億一、一〇三万四千元

・療養給付費等交付金

一億九、六八八万八千円

・前期高齢者交付金

五億二〇四万九千円

・保険基盤安定繰入金

一億二、五二五万七千円

・人件費繰入金

四、九一八万円

・出産育児一時金繰入金

六三〇万円

・財政安定化支援事業繰入金

三、三九四万三千元

・財政調整基金繰入金

八、五〇〇万円

### ●平成20年度石井町老人保健特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・医療諸費

二億九、五四五万三千元

#### 主な歳入の内容

・支払基金交付金

一億五、一八八万三千元

・国県支出金

一億一、九六四万三千元

・一般会計繰入金

二、五四六万七千円

### ●平成20年度石井町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・公債費

一、三二六万八千円

#### 主な歳入の内容

・貸付金元利収入

八九〇万円

・県支出金

一四六万四千元

### ●平成20年度石井町給与与管理特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 歳出の内容

・給与費

一四億四、三二七万五千円

#### 歳入の内容

・給与振替収入

一四億四、三二七万五千円

### ●平成20年度石井町後期高齢者医療特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・後期高齢者医療広域連合納付金

二億四、三七二万七千円

・総務費

一、一八一万一千円

#### 主な歳入の内容

・後期高齢者医療保険料

一億九、九七六万二千元

・一般会計繰入金

五、六六四万二千元

### ●平成20年度石井町介護保険特別会計予算

#### 予算の総額

・表1のとおり

#### 主な歳出の内容

・総務費

一億三五九万七千円

・保険給付費

一八億四、〇二〇万一千円

・地域支援事業費

五、〇三一万二千元

#### 主な歳入の内容

・介護保険料

三億三、二四九万八千円

・国県支出金

七億一、三三二万八千円

・支払基金交付金

五億七、四〇五万三千元

・一般会計繰入金

三億六、八四九万五千円

《表2》平成20年度一般会計主な歳出

区 分	主な事務事業名	予算額(千円)
議会費	議員報酬及び期末手当	64,304
民生費	国民健康保険・老人保健・介護保険・後期高齢者医療・住宅新築資金等貸付事業の各特別会計繰出金	668,555
	浦庄・高川原保育所耐震化推進事業	3,900
衛生費	し尿処理施設管理費	170,566
	一般廃棄物最終処分場施設管理費	98,194
	一般廃棄物収集運搬業務委託料	94,500
	塵芥処理事業	77,683
	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	39,480
	健康診査費	26,817
農林水産業費	転作推進事業	5,006
	地籍調査事業	8,168
商工費	石井町商工会運営事業	8,564
土木費	石井駅・山路線街路新設事業	39,942
	町道新設改良事業	81,466
	道路維持修繕事業	16,200
	河川等新設改良事業	14,000
	木造住宅耐震関係事業	20,700
消防費	名西消防組合負担金	319,359
教育費	いしいドーム運営管理事業	128,847
	学校給食センター賄い材料・燃料費	91,656
	小学校耐震化推進事業	15,530
	中学校教育用コンピュータ構築事業	27,030
	浦庄町民体育館整備事業	23,388
	「阿波国分尼寺跡」史跡整備事業	9,139
公債費	公債費	1,097,982

《表1》平成20年度各会計別当初予算

会計名	予算の総額(千円)		前年度比	
一般会計	7,173,100		1.1%減	
国民健康保険特別会計	2,824,158		1.7%増	
老人保健特別会計	297,000		90.4%減	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,639		12.8%減	
給与集中管理特別会計	1,443,275		1.8%減	
後期高齢者医療特別会計	256,410		皆増	
介護保険特別会計	2,001,995		4.2%増	
水道事業会計(※注1)	収益的	収入	497,826	0.07%増
		支出	436,167	7.0%減
	資本的	収入	19,300	増減なし
		支出	168,675	2.7%増

※注1 資本的収支の差引不足額は、当年度分損益勘定留保資金64,592,000円及び、減債積立金84,783,000円で補てん

**補正予算**

- 平成19年度石井町一般会計補正予算(第3号)
  - 補正額 △二億二四二万七千円
  - 予算の総額 七二億二、八九七万一千円
  - 主な歳出の内容
    - 減債基金積立金 二千万円
    - 介護保険特別会計繰出金 △二、〇二四万四千元
    - 重度心身障害者医療費助成事業 △一、九〇九万六千元
    - 木造住宅耐震改修支援事業 △一、七二八万円
  - 主な歳入の内容
    - 町税 四、〇九〇万円
    - 地方交付税 四千万円
    - 県支出金 △一、四二六万円
    - 繰入金 △二億六、七四八万九千円
- 平成19年度石井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - 補正額 △九七万七千円
  - 予算の総額 二九億五、八〇二万九千円
  - 主な歳出の内容
    - 療養給付費等交付金 △三、〇五七万九千円
  - 主な歳入の内容
    - 一般及び退職被保険者診療報酬給付費 △三、三〇〇万円
- 平成19年度石井町給与集中管理特別会計補正予算(第2号)
  - 補正額 △一、四八四万二千元
  - 予算の総額 一三億九、四四七万円
  - 歳出の内容
    - 給与費△一、四八四万二千元
    - 給与振替収入 △一、四八四万二千元
  - 歳入の内容
    - 貸付金元利収入 三九〇万円
- 平成19年度石井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
  - 補正額 四九五万五千元
  - 予算の総額 二、〇五九万円
  - 主な歳出の内容
    - 元金償還金五〇六万九千円
  - 主な歳入の内容
    - 元金償還金五〇六万九千円

●平成19年度石井町介護保険特別会計補正予算(第3号) 補正額

△四、〇三九万八千円

予算の総額

二〇億四、八七九万円

主な歳出の内容

・施設介護サービス給付費

△三、六〇〇万円

・居宅介護サービス計画給付費

主な歳入の内容

・一般会計繰入金

△二、〇二四万四千元

・国庫支出金

△九三七万九千元

・支払基金交付金

△一、一九九万九千元

●平成19年度石井町一般会計補正予算(第4号) 補正額

補正額

一億七五七万六千元

予算の総額

七三億三、六五四万七千元

歳出の内容

・高川原小学校北校舎耐震改修・大規模改造事業

一億七五七万六千元

主な歳入の内容

・国庫補助金

四、七一二万四千元

条例の制定

●石井町後期高齢者医療に関する条例について

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、本町において行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収に係る保険料の納期その他保険料の徴収等に関し必要な事項を定めるため本条例を制定しました。

条例の一部改正

●石井町長、副町長及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における町長の給料を20%、副町長及び教育長の給料を15%減じて支給するため本条例を改正しました。

●石井町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年4月1日から特殊勤務手当のうち清掃手当及び保育手当を廃止するため本条

例を改正しました。

●石井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成20年4月1日から特殊勤務手当のうち保育手当を廃止することに伴い、本条例を改正しました。

●石井町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

指定管理者に公の施設の管理を行わせるときの個人情報保護に関する規定を定めるため本条例を改正しました。

●石井町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税を老齢等年金から特別徴収(年金天引き)の方法によって徴収するための規定を定めるため本条例を改正しました。

●石井町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

療養の給付を受ける被保険者の一部負担金の負担割合等を改めるため本条例を改正しました。

●石井町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

町営住宅の入居等に際し暴力団員の排除規定等を定めるため本条例を改正しました。

●石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

医療費助成の対象から除外する者の規定を改めるため本条例を改正しました。

●石井町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

介護保険料率の激変緩和措置が延長されたため本条例を改正しました。

●石井町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

指定管理者に公園施設の管理を行わせるための必要な事項等を定めるため本条例を改正しました。

●石井町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

指定管理者に公民館の管理を行わせるための必要な事項等を定めるため本条例を改正しました。

人事

●人権擁護委員候補者の推薦について

現人権擁護委員高田義弘氏の任期が平成20年6月30日で満了するので、その後任として同氏を再推薦することが同意されました。

請願

不採択

●後期高齢者医療制度等に関する請願書

議会の豆知識

請願って何ぞい???

請願とは、町民が町政などについて議会に直接要望できる制度です。請願には、紹介議員の署名が必要で、提出された請願は、慎重に審議し、本会議で最終的な結論(採択・不採択)が出されます。

# 町政の概要

## 子育て支援

### ●妊婦一般健診

平成20年4月1日より公費負担での健康診査回数を5回に拡充します。

### ●ブックスタート事業

赤ちゃんが健やかに育つことを目的とし、平成20年4月2日生まれ以降の赤ちゃんとその保護者に、絵本を手渡し赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さを伝えます。

### ●乳児全戸訪問事業

(こんこちは赤ちゃん事業) 平成19年6月1日以降に出生された方を対象として同年10月10日から訪問指導を実施していますが、平成20年度も引き続き実施します。

### ●乳幼児医療費助成事業

入院・通院とも0歳から7歳未満児までが助成対象となっていました。平成20年4月1日より単独事業として助成対象を9歳未満児にまで拡大します。

### ●徳島ファミリーサポートセンター事業

徳島市を拠点とし、小松島市・勝浦町・佐那河内村・神

山町・石井町の6市町村が広域で実施し、子育て世帯の仕事と家庭の両立を支援します。

## 学校教育関係

### ●特別支援教育支援員配置事業

小・中学校において、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行います。

### ●学校図書整備

図書整備が遅れている高浦中学校、高川原小学校の図書の充実を図ります。

### ●情報教育の充実

石井中学校・高浦中学校教育用コンピュータの更新を行い情報教育の充実を図ります。

## 放課後子ども教室

放課後子ども教室事業を石井小学校で実施します。図書室で授業終了時から午後5時まで、教科学習を主として年間150日程度開催するよう計画しています。

## 国民健康保険事業

医療制度改革により平成20年4月から国民健康保険に加入している40歳から74歳までのすべての人を対象に生活習

慣病予防の徹底を図るため特定健診と特定保健指導が義務づけられました。

メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行い、糖尿病等の有病者・予備軍を減少させ将来的に医療費の伸びを抑制していきたいと考えています。

## 長寿医療制度

### (後期高齢者医療制度)

75歳以上の者が加入する新たな医療制度「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」が、平成20年4月1日より施行されました。3月1日の住民データを基に、広域連合で被保険者証が作成され石井町より被保険者の皆さまへ被保険者証を配布しています。今後制度の概要、内容等について周知を図っていきます。

## 道路整備

### ●都市・地域整備局所管補助事業

昭和58年から都市計画道路として整備をすすめ、平成19年3月31日より石井駅前から国道192号線までの区間の暫定供用が開始となり、全線開通

## しました。

### ●町単独事業

幹線道路の拡幅整備を図り、地域に密着した生活道路を整備し、安全で快適な道路の確保、路面の良好な維持管理に努めます。

## 公共施設の耐震化

### ●学校施設の耐震化

高川原小学校北校舎耐震改修および大規模改造事業は、交付金の支給額および起債の充当率が有利になるため平成19年度事業として実施します。また、石井小学校耐震化推進事業を平成20年度より実施し、南校舎と屋内運動場の耐震診断業務を委託することとしています。

### ●公共施設の耐震化

保育所・役場庁舎・橋梁など学校施設以外の公共施設についても、耐震化を推進していきたいと考えています。

## 防災のまちづくり

地域防災の核となる自主防災組織の組織率の向上を目指します。また、木造住宅耐震化推進事業を積極的に利用してもらえよう周知を図りたいと考えています。

## 前納報奨金制度

前納報奨金制度を廃止する市町村もありますが、納税意識の向上や早期に税金が確保できるという効果が見込まれるので、平成20年度も継続して実施します。

## 平等な業者利用

プロパンガス・ガソリン・車検・事務用品の購入などの際は、町内業者を平等に利用し、発注が特定の業者に集中しないように努めます。

## いじいどームの運営状況

1月末までの10カ月間の利用状況は、27日間で13万3,131人、1日平均518人でした。使用料収入は8,504万2,740円で昨年よりも減少しています。支出は、燃料費および運営委託料の減額により昨年度に比べ減額が見込まれます。

## 指定管理者制度の導入

いしいドーム、中央公民館について指定管理者制度の導入を可能にするための条例整備を行いました。今後とも、両施設の運営の健全化を進めていきます。

# お知らせ Information



## 催し・講習

### 吉野川・那賀川合同水防演習

とき 5月25日(日)  
午前9時～正午(雨天決行)  
ところ 吉野川大橋下流南岸  
河川敷

### 〔水防演習の主な内容〕

- ◆水防訓練
- ◆避難訓練
- ◆人命救助訓練
- ◆ライフライン復旧訓練

当日は、地震体験・降雨体験等の体験コーナーもありますので、ぜひご参加ください。

※徳島河川国道事務所

TEL 654-9266

※徳島県河川課

TEL 621-2571

## 就業支援講習会

対象者 **母子家庭の母**および

寡婦等であって就業と自立に意欲のある者

ところ 県立総合福祉センター  
受講料 無料(テキスト代は自己負担)

### 訪問介護員養成研修2級課程

とき 6月8日～9月28日

演習7日・実習4日  
午前9時～午後5時

### パソコン講習(昼間)

とき 午前10時～午後4時  
ワード

5月28日～6月5日の6日間  
ワード検定

6月6日～18日の6日間  
申込締め切り **5月20日**

### 就職準備・離職セミナー

とき 5月20日

午後1時～4時

※(財)徳島県母子寡婦福祉連合会  
TEL 654-7418

## 募 集

### 平成20年度国家公務員 中途採用者選考試験

#### 試験の区分

行政事務／税務／機械／土木  
／林業／皇宮護衛官／刑務官  
／入国警備官

申し込むことができる「試験の区分」は1つに限る

受験資格

昭和43年4月2日～

54年4月1日生まれの者

#### 受付期間

6月24日～7月1日

#### 試験日

第1ステージ 9月7日

(試験問題は、**高等学校卒業程度**の問題が出題されます。)  
第2ステージは各府省で実施します。

◎詳細については、5月中旬配布予定の受験案内を参照してください。人事院ホームページ (<http://www.jinji.go.jp/>)にも詳細情報が順次掲載されます。

※人事院四国事務局  
TEL 087-831-4765

### 徳島ファミリー・サポート・センター会員募集中!

ファミリー・サポート・センターとは、「育児の応援を依頼したい」、「少し育児の応援ができる」という人が会員登録し、地域のなかで育児の相互援助を行うものです。

●**依頼会員(育児の応援を依頼したい人)**

0歳から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

●**提供会員(育児を応援できる人)**

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

**利用料金(報酬)**  
月～金 7時～21時  
1時間700円  
1時間800円  
それ以外 1時間800円

★依頼会員が提供会員に直接料金を支払います。  
※徳島ファミリー・サポート・センター  
TEL 611-1551  
※福祉生活課  
TEL 674-1116

## 暮 ら し

### 株券が電子化に

平成21年1月、上場会社の株券が電子化されます!

●株券の電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

●お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

### る人

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

●**依頼会員(育児の応援を依頼したい人)**

0歳から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

●**提供会員(育児を応援できる人)**

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

●**依頼会員(育児の応援を依頼したい人)**

0歳から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

●**提供会員(育児を応援できる人)**

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

●**依頼会員(育児の応援を依頼したい人)**

0歳から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

●**提供会員(育児を応援できる人)**

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

●**依頼会員(育児の応援を依頼したい人)**

0歳から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人

●**提供会員(育児を応援できる人)**

子育ての応援がしたい、できる人。資格・経験・性別は問いませんが、3時間程度の講習を受けていただきます。

※日本証券業協会証券決済制度改革推進センター  
TEL 03-3667-4500

## 事業主の方へ

平成20年度の労働保険の年度更新の手続きはお済みですか?手続きがお済みでない方は、すみやかに申告・納付をお願いします。

申告・納付期限

**5月20日(火曜日)**

※徳島労働局

TEL 652-9143

国民健康保険税が年金から天引き(特別徴収)されます

次の①～④の要件すべてに該当する場合は、**10月から**国民健康保険税が国保世帯主の年金から天引きされます。

①国保世帯主(擬制世帯主を除く)と世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満  
※擬制世帯主とは：国保に入っていない世帯主

②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

③国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない

④国保世帯主の介護保険料が特別徴収されている

⑤国保世帯主の介護保険料が特別徴収されている

⑥国保世帯主の介護保険料が特別徴収されている

⑦国保世帯主の介護保険料が特別徴収されている

■納期(平成20年度のみ)

1期(7月)、2期(8月)、3期(9月)は普通徴収(これまでと同じ)です。年金からの特別徴収は、10月・12月・翌年2月の3回になります。 ※税務課

TEL 674-1115

石井署だより

平成19年中石井町内での事故

事故数	233件	18年対比 -36件
人身事件数		
死者数	1人	18年対比 -2人
傷者数	296人	18年対比 -42人

石井町では、**前方不注視や安全不確認**が原因による事故が多く発生しています。運転する際は、常に気持ちにゆとりを持ち安全運転に心がけましょう。  
※石井警察署

TEL 674-0110

清掃センターからのお知らせ

平成19年度清掃センターの排ガス・焼却灰・飛灰のダイオキシン類濃度の検査結果は次のとおりです。

今後とも、徹底したダイオキシン対策に努め、ゴミの適正な焼却処理および法定基準値内での運転管理に全力で取り組みます。

調査内容(単位)	基準値(許容限度)	H18年度	H19年度
排ガス (ng-TEQ/m3N)	10	0.041	0.26
焼却灰 (ng-TEQ/g)	3	0.0000075	0.00055
飛灰 (ng-TEQ/g)	*	1.00	0.48

\*飛灰の基準値は薬剤処理を行い、セメントで固形化しているのに対象外です。ダイオキシン類の単位の説明 ①ナノグラム (ng) = 10億分の1グラム ②TEQ=毒性等量 (一番毒性の強いダイオキシンに換算した値)

※清掃センター

TEL 674-6842

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)からのお知らせ

自己負担割合の再判定について

現在、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方に一人一枚「後期高齢者医療被保険者証(りんどう色)」を交付しています。有効期限は平成21年7月31日となっていますが、平成20年8月に平成20年度所得に基づき、負担区分(1割または3割)を再判定します。

負担区分が変更になる方

7月末までに新たな負担区分を記載した被保険者証を交付しますので古い被保険者証を長寿社会課へ返却してください。

負担区分が変更にならない方

新たに被保険者証は交付されませんので、現在お持ちの被保険者証を使用してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成20年7月31日までとなっています。平成20年8月1日以降も引き続き認定

を受ける場合は、申請が必要となります。現在、証をお持ちの方で認定対象となる方には、事前にお知らせを送付するので更新申請の手続きをお願いします。  
**保険料の通知について**  
4月分の年金から天引きされる方には、対象者に4月1日付で保険料の仮徴収額の通知をお送りしています。  
4月分の年金から天引きされない方には、保険料が確定した後(8月初旬頃)に、保険料の確定額の通知を送付する予定です。保険料の納付は、被用者保険の被扶養者であった方は10月から、それ以外の方は8月から始まりますが、納付方法は個人ごとに条件が異なります。詳しくは長寿社会課へお問い合わせください。  
**各種届出や申請について**  
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に関する各種申請や届出は長寿社会課窓口へお願いします。  
※長寿社会課

TEL 674-6111

町長コラム

石井町のこころ

石井町長 河野俊明

「石井町ってどんな町。」  
「石井町の名産やおいしい食べ物って何だろう。」  
「石井町の観光地ってどこだろう。」

こんな事をみんなでもう一度考えてみませんか。答えは必ず見つかります。

町民みんなが誇れる町、町外の方が訪れてみたい、住みたい町を目指してまちづくりを進めています。

今までは多くのお金を使ってハード面(美しいドーム、飯尾川公園、前山公園、し尿処理場、リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場など)の整備を進め、施設も充実しています。これからは、町民みんなが「住んで良かった」と思えるようにソフト事業にお金を使うべきと考えています。限られた予算の中で、何をすれば町民のためになるか、何を一番にするべきかを考え実行していきます。

車いす 寄贈



3月3日、浦庄小全児童が空き缶リサイクルに取り組み、その資金で購入した車いす1台を町社会福祉協議会に寄贈してくれました。

マラソン・ウォーキング大会



3月2日、前山公園グラウンドとその周辺にて町民マラソン・ウォーキング大会が開催され、参加者は爽やかな汗を流していました。

いしい  
スナツプ



春の交通安全運動



4月7日、フジグラン石井にて春の交通安全運動キャンペーンが行われました。

石井駅山路線開通



3月31日、石井駅前から国道192号線までの区間の暫定供用が始まり、石井駅山路線が全線開通しました。

石井町農業フェア



3月30日、前山公園で石井町農業フェアが開催され、農産物の直売や楽しいイベントでにぎわいました。

英語ミュージカル



3月8日、石井町中央公民館で外国人英語指導助手らによる英語ミュージカルがありました。楽しい物語でした。

お花見シーズン到来



前山公園 (4月12日) 家族連れなど花見客が訪れていました。(遠藤達郎さんからの投稿)



農業大学校 (4月3日) 桜のトンネルは県内有数の桜の名所として知られています。

キルギス共和国大使訪問



4月9日、キルギス共和国特命全権大使が、日本との交流促進と農業の視察のため来県し、(株)ウインナークラブの豚肉加工工場を見学しました。

藤まつり



盆栽審査会金賞



写真撮影会



藤棚

4月19日から5月6日にかけて、毎年恒例の「藤まつり」が開催されました。紫藤の藤棚は、今年も見事に花を咲かせ、来場者の目を楽しませていました。期間中は、藤の盆栽審査会・写真撮影会・フリーマーケットなどのイベントも行われました。





平成20年4月からの医療制度改革により、基本健康診査が廃止されることになりました。そのため、従来実施していた健康診査の方法が変わります。

今まで保健センター及び各公民館で春の総合健診（基本健康診査、肝炎ウィルス検診、胃がん検診、肺がん検診、結核健康診断、大腸がん検診）を実施してきましたが、平成20年4月からは、各種がん検診のみを春の集団検診として実施しています。

**皆さんは、がん検診を受けられたことはありますか？**

石井町の平成19年度がん検診受診率は、胃がん9・1%、肺がん15・9%、大腸がん8・5%、乳がん5・7%、子宮がん8・1%と低いことが分かります。（図1）

表1 石井町がん部位別死亡順位

	男 性	女 性
第1位	肺がん（15人）	肺がん（5人）
第2位	胃がん（8人）	子宮がん（3人）
第3位	大腸・直腸がん（4人）	胆管・胆嚢がん（3人）

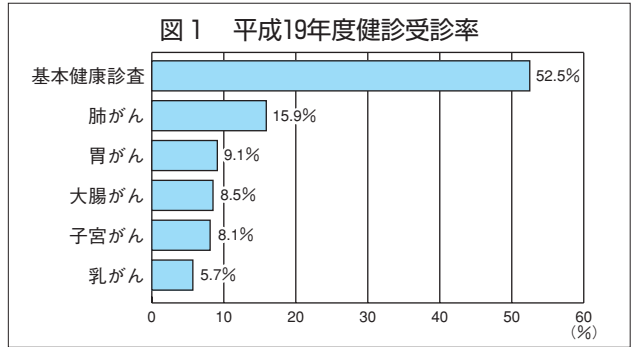
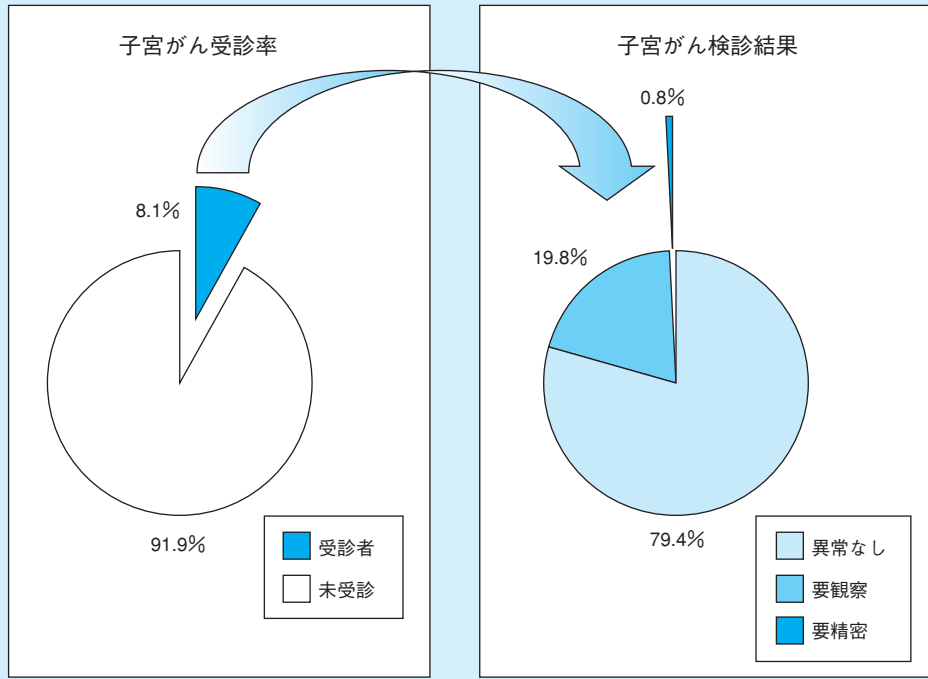


図2 子宮がん検診受診率および結果



特に**子宮がん**は、石井町の女性のがんでの死亡原因の第2位であるにも関わらず受診率が非常に低くなっています。（表1）

さらに、受診された方のうち約20%が要精密・要観察と判定されています。（図2）

年代別では、20歳代、30歳の受診者が少なくなっています。それにも関わらず、平成19年度の子宮がん検診で、要精密検査と判定された方の半分を20歳代、30歳代の若い世代が占めています。

子宮がんには、**子宮頸がん**と**子宮体がん**の2種類あり、若い世代に増えてきているのが、**子宮頸がん**です。

●**子宮頸がん**

最近ではウィルスの感染が引き金になると言われており、若年世代で発見される人が増加しています。石井町の結果も例外ではありません。

●**子宮体がん**

これは女性ホルモンとの関係が深く、閉経前後の方に多いです。しかし、食生活の欧米化、特に脂質の摂取量の増加により、子宮体がんも若年化の傾向にあります。

早期に発見し、早期に治療を受けることができればいいのですが、子宮がんは、初期に無症状であることが多く、症状が出てからでは遅いと言われています。

現在、子宮がん検診は20歳以上の方を対象に、2年に1回の隔年受診となっています。検診の該当となっている年には、必ず検診を受け、早期発見・早期治療を心がけましょう。

本年度は、各種がん検診を無料で実施しています。

# ふれあい広場

みんなのページだよ!



## さくら保育園で ホッと一息しませんか

石井町で子育てしているお母さん達のお手伝いをしていきます。子育てアドバイザーがお待ちしていますよ!  
まずは遊びに来てください。

※さくら保育園地域子育て支援センター  
TEL 675-0980

## 乳幼児医療からのお知らせ

平成20年4月1日より、乳幼児等医療費助成の対象が0〜7歳未満児から0〜9歳未満児に拡大になりました。

転入の方、平成20年4月2日以降に7歳になるお子さまがいらっしゃる方は申請の手続きにお越し下さい。

※保健センター  
TEL 674-10001

## 弁護士による無料法律相談

相談日 5月27日・28日  
とき 午後1時から  
ところ 中央公民館2階実習室

募集人数 先着10名

申込期限 5月20日(火)まで

申込方法 住所・氏名・電話番号・相談内容(〇〇の事)その程度で結構です)等を電話で総務課へ申し込みください。

実施方法 弁護士が個別に相談をお受けします。

相談時間は1人につき30分程度です。

※総務課  
TEL 674-1111

## イラスト紹介

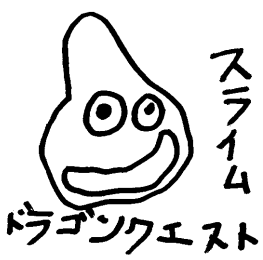
必ず黒の油性ペンで書いてね!



杉本謙太郎さん (白鳥)



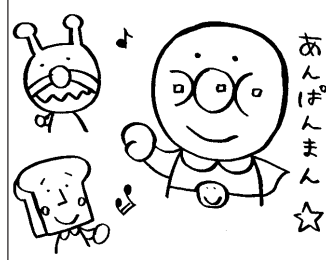
佐々木瞭さん (石井)



佐々木駿さん (石井)



佐々木誠さん (石井)



久米ミエ子さん (市楽)

# 図書カードを当てよう! 広報クイズ

〇に入る言葉は何でしょう。

【問1】平成20年度一般会計当初予算額は〇〇億7,310万円です。

【問2】平成19年中に石井町内で起こった人身事故発生件数は〇〇〇件でした。

### ※記載例

【問1】 一〇〇億  
【問2】 一〇〇〇件  
住所・氏名(フリガナ)・  
年齢(または学年)  
イラスト・俳句など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により **6月13日(金曜日)役場必着**でご応募下さい。

抽選で **5名の方に1,000円の図書カード**を進呈します。

また、クイズの答えの後にイラスト・俳句・教えて欲しい事など、どんどん書いて応募してくださいね。

### 1月号の当選者 (敬称略)

河野陽子 喜多盛 田村禎治 吉村治代 (石井)、片山賢一 後藤カツエ (東高原)、中西政男 (池北) 森直子 (中島)、堀岡蒼 (天神)、澁田裕 (市楽)

※1月号の答え 「①74億 ②3月17日」

1月号の応募総数は66通でした。当選者の皆さんおめでとうございます。

プランターでおいしい

野菜を育てよう!

野菜苗をプランターに植え付けて小学生・中学生に配布します。収穫できた野菜の個数や感想などを審査し、優秀賞2名・名人賞5名を決めます。(その他にも賞はありません。)

〈プランター苗配布日〉

5月17日・18日

午前9時から午後5時

〈参加料〉無料

〈場所〉

・四季彩石井店

(徳島鴨島バイパス沿い)

・四季彩応神店

(徳島北環状線沿い)

〈配布品〉キユウリ・枝豆

先着400個

(各店舗200個ずつ)

※詳しくは、竹内園芸HP

http://www.takuechi-yasai

nae.com/

四季彩各店または安藤まで

TEL090-9068-6594



短歌・俳句・

川柳紹介

初対面

ドームの貴女と

遍路旅

幾山坂や

越えて親しき

松島秀子さん(石井)

雪解けて

軒につららの

のれんかな

桑村千代子さん(下浦)

線路土手

タンポポ咲いて

春告げる

後藤カツエ(東高原)

新緑に

春一番の

黄砂かな

泉史子さん(下浦)

保つ毎日

手のひらを

とじては開き

春をまつ

澄みきった

堰の上には

オリオン座

美馬秀一郎さん(竜王)

おひなさま

お目覚めされて

ひなだんへ

ぼんぼり燈す

孫の微笑み

中山幸子さん(関)

梅の花

寒さ知らずに

咲き乱れ

喜多盛さん(石井)

初結や

今手は見えず

水澱む

野口直之さん(重松)

氷点下

水をまくのは

やめてんか

久米徹さん(天神)

寒空に

美しいドームで

メタバなし

美馬康二さん(竜王)

休日は

昼近くなる

朝ごはん

遠藤藤恵さん(城ノ内)

亡き母の

面影しのび

涙する

吉岡悦子さん(関)

紙粘土

おしゃべりはずみ

北島正子さん(竜王)

お便り紹介



読者の方より

石井町に引越してきて2カ月余り。広報いしいを読むと、石井町民になったんだなあ、という実感がこみ上げてきます。石井町の旧跡・名所などを紹介していただければありがたいです。

広報担当より

広報いしいを愛読いただきありがとうございます。

この号から、「いしいスナップ」というページを作りました。町の話や名所などを紹介していきたいと思

応募方法

ハガキで

◆広報クイズ

◆短歌、俳句、川柳

◆イラスト(かならず黒の油性ペンで書いてください)

◆カラー不可

◆サークル紹介

◆作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

封書で

◆赤ちゃん紹介(3歳前後・写真、コメントを同封してください)

◆広報いしいの表紙やいしいスナップを飾る写真(未発表に限り)

〒779-3295

高川原字高川原二二一

石井町役場

「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)をかならず書いて郵便でお送り下さい。

なお、応募多数の場合は掲載できない場合があります。

また、応募ハガキ等はお返

しできませんので、あらかじめご了承ください。

戸籍・住民窓口での

# 「本人確認」が

法律上のルールとなります。

平成 20 年 5 月 1 日から

運転免許証

写真付き住民基本台帳カード

などの証明書による「本人確認」を行います。

## 1 戸籍証明書・住民票の写しがほしいのですが…



### 本人確認を行います

窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの顔写真付きの本人確認書類（以下「本人確認書類」といいます。）の提示により、確認を行います。

**代理人(※注1)については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。**

#### ■ 顔写真付きの本人確認書類のない方は

健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、学生証等2種類の提示により確認を行います。

(※注1) 代理人とは、戸籍証明書の場合は戸籍に記載されている方、又はその配偶者、直系の親族以外、住民票の写し等の場合は、自己又は自己と同一世帯に属する方以外

### 正当な理由を 明示してください



#### ■ 本人等以外の方が戸籍証明書や住民票の写し等を取得する場合は

自分の権利を行使したり、自分の義務を果たすために戸籍や住民票の内容を確認する必要があることや、国または地方公共団体の機関に提出する必要があることなど正当な理由を請求書に詳しく書くことが必要となります。

#### ■ 本人等以外とは

**戸籍の場合**…戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系の親族以外の方

**住民票の場合**…自己または自己と同一の世帯に属する方以外の方

## 2 戸籍の届け出をしたいのですが…

養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の届出（以下「縁組等の届出」といいます。）について以下の取り扱いが法律上のルールとなります。

### 本人確認を行います



窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は①と同様です。

### 通知を行います



窓口に来られた方が、縁組み等のご本人であると確認できなかった場合には、縁組等の届出が受理されたことをご本人に通知します。

### 不受理申出を受け付けます



自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、縁組み等の届出を受理しないようあらかじめ町長に申出することが出来ます。不受理申出およびその取り下げは、住民課窓口で行ってください。その際に「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は①と同様です。

## 3 転入・転出の手続きをしたいのですが…

転入、転出、転居、世帯変更届について以下の取扱いが法律上のルールになります。

### 本人確認を行います



窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、①と同様です。

### 通知を行います



「本人確認」が出来なかった場合、代理人による届出が行われたとき、郵便などにより転出届が行われたときは届出者本人に通知を行います。

問い合わせ先 住民課 Tel 088-674-1114